

令和 9 ・ 10 年度入札参加資格定期申請

よくある質問

令和 8 年 1 0 月 2 6 日

島根県土木部土木総務課

建設産業対策室

TEL : 0852-22-6429 FAX : 0852-22-5782

【 目 次 】

[申請に関すること・・・・・・・・・・P. 2](#)

[資格申請システムに関すること・・・・・・・・P. 3](#)

[記入方法に関すること・・・・・・・・・・P. 5](#)

[添付書類及び添付ファイルに関すること・・・P. 8](#)

[特別点に関すること・・・・・・・・・・P. 10](#)

[その他の質問に関すること・・・・・・・・・・P. 12](#)

【申請に関すること】

Q1：前回の定期申請の入力したデータは残っているのでしょうか。

また、資格申請 ID は次回の継続申請の時も使えるのでしょうか。

A1：前回申請のある方は継続申請となり、前回入力した情報が反映された状態から進みます。資格申請 ID についても、次回申請でも使用しますので大事に保管してください。

Q2：資格申請システムの受付期間の締め切りとは別に書類郵送の締め切り期間も設けられているのでしょうか。

A2：持参の場合は開庁日の開庁時間に到着したもの、郵便または信書便の場合は申請期間の最終日までの消印があるものを有効とします。

Q3：「共通審査自治体から担当者にメールが届く」とのことですが、共通審査自治体からの「申請受付・受理完了」のメールは提出先の自治体数に係わらず、各 1 通、「認定完了メールについては複数の自治体からメールが送られてくると解釈してよいのでしょうか。

A3：その認識で問題ありません。

Q4：継続申請時は、申請業者は利用者登録番号が入力されていましたが、今回は消えているので、利用者登録番号を控えておく必要があるということですか。

A4：新規・継続申請ともに利用者登録番号は空白となっていますので、入力が必要となります。前回申請時に登録されている利用者登録番号を入力することになります。

Q5：島根県入札資格申請の要件として、経営事項審査で年間平均完工高が 0（ゼロ）でも良いのでしょうか。その場合、施工実績もない時は、施工実績証明書の提出は不要ですか。

A5：経営事項審査を受けられた工種のうち、年間平均完工高が 0（ゼロ）の工種を希望する場合は、施工実績証明書の提出が必須となります。
施工実績のない工種は希望することができません。

Q6：県外業務において、測量を希望したいが、本社（店）の測量業者登録のみでは営業所を委任先として申請できないですか。

A6：委任先営業所としては申請できませんが、委任をせず、本社（店）での申請は可能です。

Q7：委任先営業所を登録したい場合に条件はありますか。

A7：工事の場合、委任先営業所等で申請する工種について、その委任先が建設業許可をもっている必要があります。

業務の場合、委任先営業所等で申請する業務が測量一般であるときは、その委任先も測量法の規定による登録を受けている必要があります。

また、委任先営業所等で申請する業務が建築一般であるときは、その委任先も建築士法の規定による登録を受けている必要があります。

【資格申請システムに関すること】

Q1：工事で申請後、最新の経営事項審査結果を受け取った後、建設業許可番号や商号が変更となった場合、システムに登録する建設業許可番号や商号はどうすれば良いでしょうか。

A1：定期申請において12月までの経営事項審査の結果がシステムに連携されます。今回の場合、12月までのところで受けた経営事項審査の許可番号・商号名で申請をしてください。変更後の情報については、4月になってから変更申請を行ってください。

Q2：資格申請システムの利用時間を教えてください。

A2：資格申請システムの稼働時間は平日8:00～23:00です。土日、祝日、12月29日～1月3日は稼働しませんので、ご注意ください。

Q3：工事・業務など複数の項目で登録する場合、パスワードは共通でも問題ないでしょうか。

A3：パスワードは共通のもので登録可能です。

Q4：予備登録の途中で一時中断をせずにブラウザを終了し、再度予備登録を申請することができるのでしょうか。

A4：予備登録には一時保存はありません。予備登録を行うときは途中中断はできません。中断した場合、最初から予備登録となります。

Q5：資格を希望する自治体を業種ごとに全て先ず予備登録から始めて、IDとパスワードを入手する必要があるのでしょうか。

A5：島根県及び市町に申請する場合でも予備登録は1つでお願いします。工事、業務と2つの申請をする場合は、工事と業務それぞれ1つずつ予備登録をお願いします。

A6 : マニュアルには、資格申請パスワード欄に”（予備登録時に入力されたパスワードです）” との記載がありましたが、実際もそのような記載となっているのでしょうか。それとも、予備登録時に入力したパスワードの数字やアルファベットが表示されているのでしょうか。

A6 : セキュリティ上パスワードをメールで通知することはありません。パスワードの欄に「予備登録時に入力されたパスワードです」と記述されたメールが届きます。予備登録時のパスワード画面を印刷等で保管することをおすすめします。

Q7 : 行政書士が、各会社の予備登録を行っても問題ないでしょうか。予備登録のメールアドレスは、行政書士で行い、本登録で担当者メールを各会社のものに変更するということに対応で問題ないでしょうか。

A7 : 問題ありません。

Q8 : 複数の団体へ申請する際に、個別情報一覧画面で1市町のみ登録し、他の市町の登録は後日行いたいのですが、一時保存を押しても一時保存されない。

A8 : 個別情報一覧に表示している全ての団体の入力状態が「入力済」にならないと一時保存ができません。各自治体の個別情報登録画面で何か1つダミーを入力して登録し、全て「入力済」とすると一時保存が可能となりますので、一時保存をしたい場合は上記の対応をお願いします。ダミーで入力した項目は、申請を完了しない限りは修正ができますので、後日修正をお願いします。

Q9 : 個別情報登録画面でコピーボタンがあるが、島根県で登録した内容を松江市へコピーしたいため、コピーを選択するが、何も表示されません。

A9 : 個別情報登録画面のコピー機能は同一自治体で複数営業所を登録するときに同じ内容を入力するときに使用するボタンとなります。他自治体へのコピーはできません。

Q10 : 添付ファイルアップロードしたが、資料を修正したので、再度添付ファイルをアップロードしたいのですがどうしたらよいでしょうか。

A10 : 添付ファイルアップロード画面で再度参照ボタンを選択しアップロードしてください。添付ファイルが上書きされます。

【記入方法に関すること】

Q1：工事の個別情報画面で、実績等に何を入力するのか、分かりません。

A1：実績等の欄については、各自治体で入力内容が違いますので、「手引き（個別情報編）」を必ずご確認のうえ、説明の内容に合うものを入力してください。

島根県の場合は、希望する工事種別の実績等の欄は「○（マル）」のみ入力してください。

Q2：業者基本情報画面で必要事項を入力し、次へボタンを押下後、「許可番号が正しいか、商号又は名称が経営事項審査で登録したものと一致しているか確認してください。」とメッセージが表示されます。

A2：商号又は名称欄は、経営事項審査結果通知書の商号・名称と一致している必要がありますので、入力された内容と経営事項審査結果通知書をご確認のうえ、入力してください。上記の問題で無ければ、申請時点で有効な経営事項審査結果がシステムに反映されていないことになります。お手数ですが、土木総務課建設産業対策室までお問い合わせください。（一度取得登録したID・パスワードは有効です。）

Q3：担当者・行政書士情報画面に、担当者を入力する際に、操作マニュアルでは、営業担当者を入力するようになっているが、営業ではない申請担当者の情報で良いでしょうか。

A3：申請内容の問い合わせ等を行うこともありますので、実際に申請する方の情報を入力してください。

Q4：委任する営業所の代表者役職名を入力しようとしても、8文字しか入力できません。

A4：システムの仕様上、8文字しか入力できません。

営業所の代表者役職名の欄には、最初からの8文字を入力し、営業所情報の備考欄（最下段）に正しい代表者役職名の全文字分を入力してください。

例：「取締役常務執行役員支社長」

→営業所の代表者役職名欄：取締役常務執行役

営業所情報の備考欄：取締役常務執行役員支社長

Q5：申請先自治体別営業所選択画面から次へをクリックしても、「委任先として選択されていない営業所があります。」というエラーにより、次の画面へ進めません。

A5：委任先営業所として選択しない（チェックを入れない）営業所が存在します。営業所情報画面まで戻り、委任先営業所として選択しない営業所を削除してください。（営業所情報画面では、委任しない営業所情報を登録しないでください。）

Q6：「利用者登録番号入力」について IC カード更新の際、島根県の更新作業を実施、その他自治体は未実施のため、以前の登録情報がリセットされた。利用者登録番号の通知がきていても未登録の自治体については「利用者登録番号」欄は未入力でもよいでしょうか。

A6：以前の登録番号が利用可能かどうかは各自治体の判断になります。利用者登録番号の通知を受けている方は、電子入札システムが未登録でも、資格申請システムの「利用者登録番号」欄には必ず入力してください。

Q7：利用者番号を付番されていない自治体についての利用者登録番号は未入力でもよいでしょうか。

A7：前回名簿で付番されていないのであれば記入する必要はありません。

Q8：電子入札に登録しているメールアドレスと入札参加資格申請に登録するメールアドレスは異なってもよいのでしょうか。

A8：電子入札システムと資格申請システムのメールアドレスは異なっても問題ありません。資格申請システムメールアドレスは資格申請のみで使用するメールアドレスとなります。電子入札システムのメールアドレスは電子入札システムの利用者変更からメールアドレス変更しないかぎり変更されることはありません。

Q9：一時保存を押さずに次に進んでも内容は保存されているのでしょうか。

A9：一時保存は登録内容を保存して最初の画面に戻るという機能です。「次へ」を押下しても内容は保存されます。

Q10：個別情報入力で誤りがあった場合にはエラーが表示されるのでしょうか。

A10：「必須項目等で入力されていない」、「全角半角の間違い」等はエラーとなります。それ以外はエラーが出ないため、間違った内容を入力されるとそのまま認定される可能性もあります。

Q11：営業所なしでもよいでしょうか。（本社のみ）。

A11：営業所の登録なしで構いません。

Q12：技術者の数はいつ時点でしょうか。

A12：申請日時点（R8.11.1）の人数となります。

Q13：代表者の役職について取締役・報酬役員・執行役・代表執行役とそれぞれ登記されます。この場合、代表執行役社長とシステムへ入力してもよいでしょうか。

A13：通常、入札契約時に使用される役職名を入力してください。

Q14：技術者数の人数は一人で複数の資格を持っている場合カウントしてもいいのでしょうか（1級、2級両方持っている場合）（土木一式ととび土工）

A14：同一種類の資格を持っている場合は、上位のものを入力してください。
同一種類ではない資格の場合は、それぞれ取得人数加算してください。

Q15：外字等で置き換えた時、わかるようにする必要はないのでしょうか。

A15：送付される登記事項証明書により確認しますが、備考欄に「○△の○は略字で入力」等記入してください。

Q16：「ISO 認証取得情報」欄について、ISO9000 は建築・土木と別々に取得していますが、どちらかは備考欄に記載すればよいでしょうか。

A16：システムには、取得しているもののうち申請日以降で最も有効期間の長い証明書の情報を入力してください。共通添付書類には取得している全ての認証の写しを添付願います。

Q17：ISO 認証取得状況について、一部の営業所で ISO を取得していないところがあるため経審では「無」となっていますが、本社や委任先は ISO を持っています。「有」で申請してもよいでしょうか。また、当社では登録活動範囲をいくつかに分けて ISO を取得しているため、証明書を複数持っている。

この場合の入力等はどのようにすればよいでしょうか。

A17：システムには、取得しているもののうち申請日以降で最も有効期間の長い証明書の情報を入力してください。共通添付書類には取得している全ての認証の写しを添付願います。

Q18：登録を受けている事業の中で計量証明書事業者であります。登録の区分が”濃度”、”音圧レベル”、”振動加速度レベル”、”特定濃度”と登録されていますが、登録の場合はどのように行ったらよいでしょうか。

A18：登録を受けている事業として計量証明登録業者を上段に2つ設けます。
2つ以上ある場合は、残りを下段に事業名から入力し登録願います。

Q19：業者基本情報のその他欄の障害者数と職員総数について、どの人数を入力するのでしょうか。

A19：障害者雇用義務の有無に係わらず、雇用している障害者数及び職員総数を入力してください。職員総数については、補正等を行わず雇用数をそのまま入力してください。障害者数については、重度障害者が常時勤務をされている場合、2名とカウントするなど補正した人数を入力されて構いません。

【添付書類及び添付ファイルに関すること】

Q1：アップロードファイルはワード形式かエクセル形式のみとなっているが PDF 形式で添付したい場合どうすればよいか。

A1：システム上、PDF 形式のファイルをアップロードできます。どうしても PDF 形式のデータしか準備できない場合は PDF 形式でアップロードしてください。ただし、役員名簿だけはエクセル形式が必須となります。

Q2：添付ファイルは圧縮した状態でアップロードしてもよいのでしょうか。

A2：圧縮ファイルも添付可能です。

Q3：申請の際の添付ファイルの名前の付け方のルールはないのでしょうか。

A3：禁則文字以外で作成をお願いします。操作マニュアルに添付ファイル名称の統一ルールを記載していますので、ルールに従ってファイルに名前を付けてください

【統一ルール】○×建設(株)__ファイル名称

Q4：ファイルサイズの上限は合計 50MB なのか、単一で 50MB なのでしょう。

A4：1つのファイルで 50MB までとなっております。

Q5：添付できる資料は押印の無い実績調書、技術者経歴でしょうか。

A5：アップロード画面で添付を行うファイルは、手引き（共通編：工事）をご確認ください。

Q6：添付書類の綴り方や送付先について、どのように提出すれば良いですか。

A6：提出先は、すべて土木総務課建設産業対策室が提出先となります。綴り方については、共通審査団体が島根県の場合は、個別添付書類と一緒に市販の A 4 版ファイル（工事：A 4 版ファイル（黄色）、業務：A 4 版ファイル（ピンク色））に綴じて、表紙及び背表紙に会社名を記入し、共通添付書類をファイルの上側に綴じて、提出してください。なお、提出方法については、各自治体の作成する手引き個別編をご確認ください。

Q7：郵便は普通郵便でしょうか、それとも配達記録の様な郵送でも良いですか。

A7：特に指定はありません。

Q8：データアップロードを Excel 形式で提出する場合、シートは複数になっても良いですか。

A8：シートは複数になっても構いません。

Q9：法面処理工事に関する確認書類について、県外業者は特別点の加点がないため、施工機械の確認書類は各1台ずつの提出で良いですか。

A9：県外業者の保有台数が複数台の場合の確認書類は、該当する機械につき1台分の提出で構いません。

Q10：データアップロードをExcel形式で提出する場合、バージョンは拡張子.xlsxより古い「.xls」でも良いですか。

A10：問題ありません。

Q11：建築コンサルタント業務を希望する場合、CPD取得単位数確認資料が必要となるが、（一社）島根県建築士会が発行する「建築士会継続能力開発（CPD）実績証明書」でも良いですか。

A11：実績証明書で構いませんが、併せて、取得単位数一覧表（様式第6号のその2）の提出は必要となります。

Q12：「その他業務」について、共通添付書類の測量等実績調書及び資格申請システムの測量等実績高では6つの区分（測量、土木関係建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、建築コンサルタント、その他）に分類している一方で、「その他業務」は土木関係建設コンサルタントに含まれている。「その他業務」の実績高を土木関係建設コンサルタントに含めるのが正しいですか。

A12：島根県の場合、発注業務における工種または営業品目において、「その他業務」を土木関係建設コンサルタントに分類している都合上、業種については5つの区分となります。実績調書及び実績高については、お手数ですが、6つの区分別にそれぞれ作成・入力をお願いします。

Q13：データアップロードでの提出となる、役員等名簿には会社印の押印は必要ないですか。

A13：共通添付書類はすべて押印不要です。

Q14：工事経歴書について、変更届出書で提出したものを税込みに直す必要がありますか。

A14：工事経歴書は変更届のもので構いません。また、請負額を税込みに直す必要はありません。

Q15：消費税及び地方消費税の納税証明書は「その3の2」又は「その3の3」でもよいか。

A15：問題ありません。

【特別点（主観）に関すること】

Q1：労働安全講習受講実績報告書について、研修を受講した者が、申請日時点で退職していても加点対象となりますか。

A1：申請日時点で退職されている方の受講実績は加点対象とはなりません。

Q2：学校支援企業等について、1年だけでも実施していれば評価されますか。

A2：2年間のうち、1回でも実績があれば加点対象となります。

Q3：安全衛生教育研修の受講は1講座、1名受講につき2点（最大10点）となっているが、どのように加点されますか。

A3：1人で5講座を受講しても10点ですし、5人で1講座を受講しても10点となります。但し、指定の8講座のみが、加点の対象講座となります。

Q4：ハートフルしまねの創設前に河川愛護団体に登録しているが、加点対象となりますか。

A4：ハートフルロード、河川愛護団体等が統合拡充されて、H22.4.1から「ハートフルしまね」が創設されていますが、それ以前に認定された団体も「ハートフルしまね」に認定されているとみなしますので、各団体の認定証の写しを提出してください。
なお、加点には、どの団体の認定であっても過去2年間に「ハートフルしまね」としての美化活動または草刈活動を2回以上（道路の美化活動のみは4回以上）の活動実績が必要です。

Q5：防災対策の加点について、上限は30点ですか。

A5：4項目のうち、どの組み合わせで申請されても、上限は30点となります。したがって、県と協定（防災協定・家畜伝染病防疫対策協定）を締結している団体に両方加盟していれば、最大加点30点を受けられます。

Q6：技術者（技能者）の在籍状況について、アスファルト舗装工事の加点対象として「車両系建設機械運転技能講習修了者」とあるが、「小型移動式クレーン運転技能講習」は対象となりますか。

A6：アスファルト舗装工事に関する加点であるため、対象は「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）」に限ります。

Q7：雇用の確保について、新たな資格を取得した場合に加点とあるが、建設業法に係る主任技術者になれる資格の中で、資格取得後の実務経験が必要になる場合、実務経験証明書の提出は必要であるか。

A7：必要です。

Q8：障がい者雇用について、兼業している場合はその従業員の数も含めて計算するのか。

A8：会社の従業員となるため兼業の従業員も含まれます。ただし、除外率については建設業と兼業で分ける必要があります。（兼業に除外率が設定されていない場合、兼業の従業員の人数には除外率を掛けない。）

Q11：除雪業務について、令和８年度の契約も対象となっているが、契約締結が１１月末ごろとなる場合は契約を待ってからしか申請ができないのか。

A11：除雪業務の加点は令和７～８年度のうち２カ年契約をしていたら最大加点を受けることができます。その上で、令和８年度の契約書が必要となる場合は、申請書を先に提出し契約書だけあとで提出することも可能です。

【その他に関すること】

Q1：現在、不参加の自治体も参加予定はありますか。

A1：不参加自治体の今後の参加は未定ですが、参加することも可能性としてはあります。

Q2：受注実績がないと希望できないのでしょうか。

A2：各自治体の判断になりますので、各自治体の手引きをご確認ください。島根県は申請する工事種別の工種に実績がない場合は申請できません。

Q3：本店メールアドレスは何に使われるのでしょうか。（入札の連絡が来るようであれば、支社などのTEL、FAX、Eメールを記入したい）

A3：担当者へのメールが、何かの不具合で不通になった場合、緊急連絡用として情報を入力願います。入札の連絡は、電子入札システムに登録されたメールアドレスに送信されます。

Q4：システムは利用せず紙で申請したいが可能でしょうか。

A4：やむを得ない事情により、資格申請システムでの申請が困難な場合、資格申請システムで申請ができる参加自治体のうち、1自治体のみ申請する者に限って紙での申請を認める場合があります。（複数の参加自治体へ申請する場合は、紙での申請は認めませんのでご了承ください。）紙での申請について、申請したい各自治体へお問い合わせのうえ、申請方法等を確認願います。

Q5：境港管理組合への入札参加資格の申請について、境港管理組合の参加資格申請には、島根県に提出した写しを添付する必要がありましたが、電子申請の場合、写しに変わるものがありますか。（申請受付確認メールで対応できますか。）

A5：資格申請システムの画面で認定内容（点数、格付等）が確認出来ますので、システムから画面を印刷したものを写しとして提出願います。

Q6：修正指示メールは行政書士のみに届くようにはならないか。

A6：担当者メールアドレスと行政書士メールアドレスに、メールが送信されます。担当者メールアドレスを行政書士宛にすれば行政書士のみにメールが届きますが、申請内容の問い合わせ等を行うこともありますので、実際に申請する方の情報を入力してください。

Q7：工事と業務、両方を申請する場合。国税（県税等）の納税証明は別々に原本を送付するのでしょうか。

A7：工事、業務は別々の ID を取得することになりますので、別々に送付することになります。なお、証明書は写し可としております。

Q8：経審を 11 月に受けるのですが、結果はいつ反映されますか。

A8：基本的に経審受審月の翌月末には資格申請システムにデータを取り込みますので、12 月下旬には反映されています。今回は定期申請の年ですので、12 月に経審を受審された場合は翌月末ではなく、12 月下旬にはシステムに反映します。したがって、1 月に入ってから新しい経審結果を基に申請してください。

Q9：電子申請で統一されているはずですが、結局、同じような書類を各自治体へ送付しています。統一を図って頂きたいと思います。

A9：統一が図れるものは共通添付書類として取り扱っています。各自治体で要求する項目が違うため、個別添付書類は各々送付してください。

Q10：申請日とは実際に申請する日ですか、それとも受付を開始する日ですか。

A10：申請日の基準日は申請開始日（11/1）です。

審査は基準日に基づいて行いますが、特別点項目において、今からでも認定・登録が可能であり、申請日時点でその証明が可能であれば加点の対象とします。

Q11：測量業者として登録を受けたばかりですが、予備登録や申請することは出来ますか。

A11：予備登録は申請期間中でなくても、いつでも可能です。また、申請については実績の有無に関わらず、測量業者としての登録を受けられていれば可能です。

Q12：再発行した場合は ID とパスワードは以前と変わりますか。

A12：ID の変更はありません。パスワードは以前のもものと異なるものが発行されます。メールでパスワードを通知するため、最初のログイン時にパスワード変更を行う必要があります。最初のログイン時のパスワード変更画面での旧パスワードはパスワード再発行時にメールで通知されたパスワードになります。